

第1回懇話会後に寄せられた意見等

| No | 分類 | (委員からの意見等) |
|----|-------|--|
| | | → (事務局回答) |
| 1 | アンケート | <p>・意を尽くした調査内容となっており、アンケート自体が障害者に対する福祉施策等伝える有意義な周知手段にもなったと思われます。</p> <p>・多くの回答者から詳細な内容が寄せられており、障害者の実態を知りえて、とても参考になります。</p> |
| | | → (アンケート調査についての感想) |
| 2 | アンケート | <p>・障害者問題のかなりの部分は「高齢者問題」が占めるのではと思ひ至りました。</p> <p>障害者にとっては、先行き高齢者問題が加重されることになり、二重の意味で深刻さが増すこととなります。</p> |
| | | → (アンケート調査についての感想) |
| 3 | アンケート | <p>佐倉市は福祉の先進地域であると認識しているのですが、(アンケートに自由記載の内容から)深刻な生活環境や経済状況等にある障害者も少なくなく、私が考えていた以上の問題状況にあることを認識しました。</p> |
| | | → (アンケート調査についての感想) |
| 4 | 基本理念 | <p>現行計画の基本理念に『お互いを認め合い』を加入することについて</p> <p>①「支え合い暮らせる」の前提には、「おたがいに認め合い」といったことが含意されているのでは？</p> <p>・それに「スローガン」的なものは、多過ぎては焦点が定まらず、極力集約すべきでは？</p> <p>②国の基本計画における「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく」があることによってはじめて有意義なものになるのでは？</p> <p>③現行の「基本理念」は、障害者の位置づけを欠き、市民の一員として位置づけられているに過ぎず、「障害者計画」と言えるものか？</p> <p>(「佐倉市総合計画」や「佐倉市地域福祉計画」の基本理念としてあれば可ですが・・・)</p> |
| | | <p>(素案:P18)</p> <p>①「支え合い暮らせる」の前提には、「おたがいに認め合い」といったことが含意されているとも言えますが、国計画や市地域福祉計画と整合を図り変更しています。</p> <p>→ ②国計画の「分け隔てられることなく」は、今回加入した「お互いを認め合い」に包含していると考えています。</p> <p>③「障害のある人もない人も(市民の誰もが)自分らしく、お互いを認め合い・・・」としており、(障害者を含めた)すべての市民が目指す街の理想の姿として、本計画の基本理念としております。</p> |

第1回懇話会後に寄せられた意見等

| No | 分類 | (委員からの意見等) |
|----|------|---|
| | | → (事務局回答) |
| 5 | 現行計画 | 小中学校での福祉教育の取組が不十分であることについては、障害者権利条約の対日審査にかかる総括所見(令和4年)の趣旨を踏まえ、さらに一步を進め「インクルーシブ教育の推進」に踏み出せないかと考えます。 |
| | | → 施策⑨:「インクルーシブな教育・保育の推進」として、こども支援部、教育委員会と連携して推進していきます。(素案:P30) |
| 6 | 現行計画 | ・入所施設からの地域生活移行者数が目標8名に対して2名 この数値は結果としての実態反映であり、地域生活支援拠点はじめ障害者が地域で自立した生活を送るにたる前提条件の整備がされていないことから生じているものと思います。 |
| | | → 地域生活支援拠点等やその他の取組を通じて、施策④:「希望する暮らしの実現」が進むように、国が示す成果目標の達成を通じて、地域で安心して過ごすための体制整備を図ります。(素案:P23、P34) |
| 7 | 新計画 | ・「障害者計画」は佐倉市の障害者施策の基本になるものであり、この計画を目にした市民が、この佐倉の地で障害者のあり方等について何を目標しているのかを容易に理解し共感できるものとしたい。 ・障害者計画を広く市民に馴染んでもらうためには、別途「普及版冊子」として取りまとめることも有効と思われる。 |
| | | → 計画は、できる限り平易な表現での作成に努めていきます。 また、本計画策定後に、さまざまな方の意見を聴きながら本計画の「わかりやすい概要版」の作成を検討していきます。(素案:P28) |
| 8 | 新計画 | 障害者が社会的弱者として、地域において福祉サービス等を受益する立場にあるだけでなく、「地域共生社会の実現」に向けての協働者であり、市民とともにある障害者を極力明確に示せるようにしたい。 |
| | | → ・障害者週間などを活用し、障害者と共に活動する機会を作り、障害理解の促進を深めます。(素案:P19) ・障害者の活動する姿を周知する等により、「市民と共にある障害者」の周知についての方策を検討しています。 |
| 9 | 新計画 | ・「障害者計画」は「共生社会実現」(インクルーシブ社会)の実現がゴールであり、市民の幅広い共感を得て、近い将来の佐倉市憲法として条例制定に結びつけるようにしたいものです。 ・「条例制定」のイメージとしては、例えば、佐倉市共生社会推進条例、佐倉市インクルーシブ社会推進条例、佐倉市SDGsまちづくり条例、といったようなことが想定されます。 |
| | | → ご意見として承ります。 |

第1回懇話会後に寄せられた意見等

| No | 分類 | (委員からの意見等) |
|----|------|---|
| | | → (事務局回答) |
| 10 | 地域生活 | <p>障害福祉サービスを利用して地域生活を続けていく上での課題や必要と感じている事は次の点です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の相談体制(24時間365日)の整備 ・緊急時の短期入所などの受け皿の確保 ・人材不足の解消(ヘルパーなどのサービス事業者の撤退等が懸念) ・災害対策については、大規模停電を想定すると、市域を超えた検討も必要ではないか。 <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応(相談や受入体制)については、地域生活支援拠点等の面的整備の充実を進めることで、受け皿の確保を進めます。(素案:P24) ・災害対策は、アンケートで寄せられた意見や、障害者総合支援協議会専門部会での取組を市役所内の関連部局で構成する「災害時要援護者等対策検討委員会」に共有の上、協議を進めます。 |